大和市 文化芸術振興基本計画

Basic Plan to Promote Yamato City Cultural Performing Arts 2011~2013



はじめに ----

文化と芸術の薫りあふれる まちを目指して

心の豊かさが求められる時代 多様な価値観や文化が共存する時代 都市の個性や活力が問われる時代

このような時代において、文化芸術は、人々に楽しさや感動、 精神的なやすらぎや生きる喜びをもたらす「心の栄養」として、 その重要性が再認識されています。

また、大和市固有の文化や歴史を守り、市民による多彩な文 化芸術活動を育てることは、まちへの誇りと愛着を深め、大和 の個性の発揮と活力の向上に大きな役割を果たします。

本市の目指す「健康創造都市 やまと」の実現に向けた取り組みの一つとして、平成21年度(2009年度)に制定した大和市文化芸術振興条例に続き、「文化芸術振興基本計画」を策定いたしました。これからは、この条例と計画が文化芸術を振興するための両輪となります。

大和独自の文化を形づくるのは、言うまでもなく、市民の皆さん一人ひとりです。この計画を本市の文化芸術振興の新たな道しるべとして活用し、ともに「文化と芸術の薫りあふれる大和」をつくりましょう。

大和市長 大木 哲

目 次/contents

1 計画の基本条件

- 2 計画策定の背景、目的
- 3 計画の基本的な考え方
- 4 計画が対象とする文化芸術の領域
- 5 計画の期間と進行管理
- 6 計画の性格

7 文化的側面からみた大和市の特性と課題

- 8 歴史と伝統文化の息づく大和市
- 10 市民主体による多彩な文化イベントが行われている大和市
- 12 多様な文化を持つ人々が集まる大和市

15 施策目標・具体的方策

- 16 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める
- 18 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる
- 20 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる
- 22 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする
- 24 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

28 文化芸術振興の担い手と役割

30 モニタリング

31 参考資料

- 32 大和市文化芸術振興基本計画(案)の諮問・答申
- 34 大和市文化芸術振興条例
- 35 大和市文化芸術振興条例施行規則

計画の基本条件

大和市文化芸術振興基本計画の 基本的な条件について示しています。

計画策定の背景、目的計画の基本的な考え方計画が対象とする文化芸術の領域計画の期間と進行管理計画の性格

計画策定の背景、目的・

国民の文化に対する関心や期待の高まりを背景に、平成13年 (2001年) 12月、文化芸術にかかわる基本法制の根幹をなす文 化芸術振興基本法が制定されました。

同法には、地方自治体の責務として、「国との連携を図りつつ、 自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定、実 施する」ことが謳われています。

これを踏まえ、本市では、平成 21 年 (2009 年) 12 月に、大 和市文化芸術振興条例を制定し、その第7条に、文化芸術振興 に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「文化芸術振 興基本計画」を策定することを定めました。

「大和市文化芸術振興基本計画」は、条例とともに、文化芸 術施策を推進する際の拠り所となるものです。



計画の基本的な考え方・

大和市文化芸術振興条例には、4つの基本理念が示されています。 この考え方は、本計画においても前提となるものです。

大和市文化芸術振興条例第2条(基本理念)

- ▶文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受する ことが人々の生まれながらの権利であることをかんがみ、市 民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。
- ▶文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。
- ▶文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。
- ▶文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携する ものとする。



計画が対象とする文化芸術の領域

この計画が対象とする文化芸術の領域は、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財など「文化芸術振興基本法」に例示されているものを基本とします。

また、どの分野にも当てはまらないような、創造力に富んだ 「新たな文化芸術」も対象に含めるものとします。

文化芸術振興基本法における文化芸術の範囲

芸 術: 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

メディア芸術:映画、漫画、アニメーション及び

コンピューターその他電子機器を利用した芸術

伝統芸能:雅楽、能楽、文楽、歌舞伎

その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸 能:講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

生活文化: 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

国民娯楽: 囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文化財等: 有形及び無形の文化財並びにその保存技術

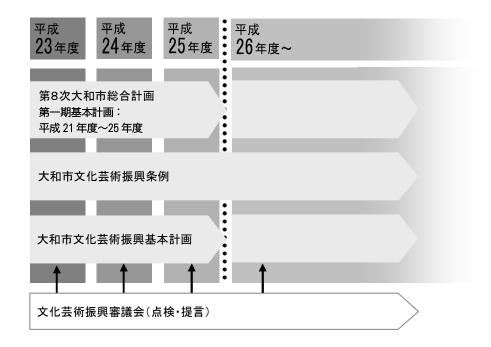
地域における文化芸術:

各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能 及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能)

計画の期間と進行管理

この計画は、大和市のまちづくりの方向性を示す「第 8 次大和市総合計画第一期基本計画」〈平成 21 年度(2009 年度) ~平成 25 年度(2013 年度) >との整合を図り、計画期間を平成 23 年度(2011 年度)から 25 年度までの 3 年間とします。

計画の内容については、有識者と市民で構成する文化芸術振 興審議会において、毎年点検を行い、社会経済情勢の変化や計 画の進行状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



計画の性格・

▶ 将来都市像を文化芸術の側面から実現する計画

総合計画は、市が行うすべての施策や事業の根拠となる最 上位の計画です。

文化芸術振興基本計画は、総合計画に掲げられた将来都市 像「健康創造都市 やまと」を文化芸術の側面から実現する ためのプランです。

▶ 文化芸術振興条例の基本理念を具現化する計画

大和市文化芸術振興条例は、文化芸術の振興を図るという 大和市の意思を明確に示すもので、文化芸術振興の拠り所と なるものです。

文化芸術振興基本計画は、この条例に定められた基本理念 を具現化するための施策の方向性と実現化の方策を示すプラ ンです。

▶ 市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

大和市文化芸術振興条例には、第3条に市民の役割、第4 条に市の役割をそれぞれ定めています。

文化芸術振興基本計画は、文化芸術に関わる各主体が担う 役割を明らかにし、それを共有することができるプランです。

文化的側面からみた 大和市の特性と課題

計画の策定にあたって、文化的側面からみた本市の特性と今後見据えるべき課題を整理しました。

歴史と伝統文化の息づく大和市

市民主体による多彩な文化イベントが行われている大和市 多様な文化を持つ人々が集まる大和市

歴史と伝統文化 の息づく大和市

大和の地には、日本の旧石器時代、縄文時代草創期研究を牽引する遺跡が多数発見されています。その代表としてあげられる「月見野遺跡群上野(かみの)遺跡」は、約2万3千年から1万2千年前の遺跡で、ここで発見された日本最古に位置づけられる無文土器の破片、縄文時代草創期の隆線文土器は、現在もなお、土器の発生期を知る上での重要な資料となっています。

中世の時代に築かれた「深見城跡」は、県内でも、保存状態の良好な数少ない城跡の一つで、境川に面する斜面を利用した自然の要害と人工的に造られた要害を併せ持つ城の構造は、城郭史上、高い価値をもつものといわれています。

江戸時代の大和は、多くの人々が行き交う交通の要所として栄えました。 市域を通る、東海道の脇街道であった矢倉沢往還には、宿場として賑わいを 見せた「下鶴間宿」があり、今でも、宿場のあった付近には、当時の面影が 感じられる街並みがわずかながら残っています。

また、大和市には、郷土の歴史や人々の生活を知ることのできる有形、無 形の文化財や地域に古くから伝わる民間信仰が数多く存在しています。郷土 民家園に移築復元されている「旧小川家住宅」と「旧北島家住宅」、「薬王院 双盤念仏」や「福田神社囃子獅子舞」といった個性豊かな民俗芸能、そして、 上和田の念仏行事である「ジャンジャン講」、福田地区で今なお続く「廻り地 蔵」など、これらはすべて、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な文化遺 産であり、市民のかけがえのない財産となっています。



見据えるべき課題

▶ 伝統文化の保存、継承

大和固有の伝統文化は、少子高齢化の進展やその行事に触れる機会が少なくなっていることから、年々、継承の担い手を育成していくことが困難になってきています。これらを市民の貴重な財産として守り、いかに次代に継承していくかが課題となっています。

▶ 歴史的資源の公開、活用の促進

大和市には、歴史的な価値を有する文化的な遺産や歴史施設が多く存在するものの、これまで十分に活用されていないことから、これらの資源を大和の魅力の一つとして捉え、より多くの人が大和市を訪れたいと思えるような公開、活用の方法を検討していく必要があります。



大和市に 伝 わ る 民間信仰

※『ジャンジャン講』

本間ンドング (ついる) お盆の送り火の後、8月17日の未明に行われる上和田地 区の久田だけの行事。男子による厄払いの行事で、ジャンジャンと鉦(かね)を鳴らすことからジャンジャン講と呼ばれています。





※『廻り地蔵』

福田地区の新道下では、厨子に入ったお地蔵さんが各家を廻っています。このお地蔵さんはヤドナシ地蔵とも呼ばれ、子育てのお地蔵さんといわれています。







大和市の文化的特性

市民主体による 多彩な**文化イベント** が行われている大和市

大和市では、市民の主体的な活動により、四季折々に様々な文化イベント が活発に開催されています。

春は、市南部地域の花の名所を結び、自然、歴史、文化に親しむことのできる「春の香りを訪ねて花めぐり」、ステージやパレードをはじめ、様々なイベントが催される「大和市民まつり」が行われ、市内外から、多くの人が訪れています。

夏の訪れを告げる「神奈川大和阿波おどり」と「西口風鈴まつり」は、今ではなくてはならない大和の夏の風物詩として定着しており、中でも、今年で34回目となった阿波踊りは、現在、大和市で最も多くの来場者を迎えるイベントとなっています。

秋に開催される「文化祭」は、50年以上の歴史を持つ文化イベントで、市民から募集した作品を展示する一般公募展と、市民で組織された実行委員会の企画、運営による市民芸術祭が行われています。また、9月から11月にかけては、大和市で活動する文化芸術団体の発表会が行われるなど、文化の秋にふさわしい催しが数多く実施されています。

このほかにも、本格的なクラシック音楽を地域のコミュニティセンターで楽しむことができる「コミュニティ音楽館」、民間文化施設の趣向を凝らしたコンサートや企画展など、文化芸術の素晴らしさと感動を伝えるための活動が市内各地で日常的に展開されています。年間を通じたこれらのイベントは、市民の大和に対する愛着を高めるだけでなく、来街者が再び訪れたいと思う魅力にもなっています。

見据えるべき課題

▶ 文化芸術を生活の一部として親しむことのできる条件整備

文化芸術は、一部の人が楽しむ特別なものではなく、市民の心と生活を豊かに するものであることをあらためて認識し、すべての市民が文化芸術を生活の一部 として親しむことのできる条件を整える必要があります。

▶ 文化芸術の振興を支える人材の発掘、育成、支援

大和市の文化芸術全体の活性化と質の向上を図るためには、文化芸術を先導す るリーダー、表現者と鑑賞者をつなぐ担い手の存在が不可欠であり、こうした人 材を増やす取り組みとその能力を最大限発揮できる環境づくりが必要です。

▶ 発信の核づくり

現在の大和市には、発信の核となる拠点や文化イベントがないことから、本市 が持つ文化芸術の魅力を内外に発信するための環境をハード、ソフトの両面から 整えていく必要があります。

▶ ジャンルや分野の枠を超えた事業の展開

文化芸術の魅力を、より多くの人々に効果的に伝えるために、異なるジャンル 同士のコラボレーションや教育、観光、国際など他分野との連携を進め、既存の 枠組みを超えて事業を展開する必要があります。







大和市の文化的特性

多様な文化を持つ人々 が集まる大和市

大和市には、71 カ国、6,200 人を超える外国人の方が暮らしています。(平成 23 年 (2011 年) 2 月現在) これは、本市の総人口の約 3%にあたります。 大和市に多くの外国人が居住するようになったのは、次の 2 つの理由が考えられます。

第一に、インドシナ難民に対する定住促進センターが市内に存在していたことです。「大和定住促進センター」は、ベトナム戦争で生じたインドシナ難民への本格的な支援を行うため、昭和55年(1980年)南林間に開設されました。同センターは、平成10年(1998年)に閉所されましたが、ここで、日本語教育、社会生活適応指導、職業の斡旋紹介などの定住支援を受けた入所者とその家族は、今もなお、大和市に多く暮らしています。

第二に、大和市が、交通の便が良く、就業のしやすい立地であることがあげられます。特に、平成2年(1990年)に「出入国管理及び難民認定法(入管法)」が改正され、日系人の入国が容易になったことを機に、ペルーをはじめとする中南米からの外国人労働者とその家族が大和市に移住し、生活の基盤を移すようになりました。現在では、1,500人以上の中南米出身者が、地域社会の一員として、この地で生活を営んでいます。

このように、大和市で暮らす人々は、厚木基地の存在もあって、早くから 異なる文化を肌で感じてきました。平成21年(2009年)には光明市(大韓民 国)と友好都市提携を結んだことから、今後さらに、国際レベルでの市民交 流が進むと思われます。



見据えるべき課題

▶ 日本の文化を伝える取り組みの推進

外国人市民の人たちは、日常生活の中で日本の文化や芸術に触れる機会が少な いことから、日本への理解と関心を高めるために、日本文化の素晴らしさを伝え る取り組みを進めていく必要があります。

▶ 諸外国の文化・芸術の受け入れの推進

文化の多様性と多文化共生への理解を促進するため、諸外国の多様な文化や芸 術の受け入れを、行政のみならず、市民、団体、学校など様々な主体において推 進していくことが必要です。







『外国人登録人口』合計:6,210 人/ 平成 23 年(2011 年)2 月 1 日現在

	国 籍	登録人数
1	中国	1,180
2	ペルー	982
3	韓国	902
4	フィリピン	814
5	ベトナム	480
6	ブラジル	384
7	タイ	208
8	カンボジア	170
9	米 国	118
10	ラオス	115
11	朝鮮	112
12	スリランカ	96
13	アルゼンティン	74
14	インド	70
15	ボリビア	42
16	ドミニカ共和国	40
16	パキスタン	40
18	インドネシア	32
19	バングラデシュ	26
19	ガーナ	26



施策目標・具体的方策

大和市の文化的特性と課題を踏まえ、5 つの施策とそれらを 実現するための方策を位置づけました。

市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる 施策目標

市民の暮らしと文化芸術との



私たちは普段の暮らしのなかで、音楽や絵画に心を動かされたり、 映画や小説に涙したりすることがあります。時にはそれらが生きる 喜びにつながることもあり、そんなとき文化芸術の持つ力の大きさ を実感します。このように文化芸術は、私たちの身近に存在し、心 豊かで潤いのある生活を送るために欠かせないものです。

大和市では、多くの市民が文化芸術活動を行っています。市もこれらを支援するなどして文化芸術を振興してきました。しかし、高齢化や社会情勢の変化にともない、文化芸術に求められる役割は大きくなっており、今後は、市民が文化芸術を身近に感じられる施策をさらに充実する必要があります。

平成21年(2009年)に制定した大和市文化芸術振興条例では、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることを謳い、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくることを理念として掲げました。

この理念に基づき、市民の誰もが文化芸術に日常的に、また主体的に関わることができるよう、多様な担い手と力をあわせて、市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深めるための取り組みを進めていきます。



文化芸術に日常的に触れることのできる機会の創出

ホールやギャラリーといった施設だけでなく、市民にとって身近な場所であるコミュニティ センターや市立病院、市役所などを活用した鑑賞事業を実施するとともに、駅前や広場など、 多くの市民の目に触れる公共空間を活用し、アート作品の発表の場を提供するなど、子どもか ら大人まで、すべての市民が等しく文化芸術に触れることができる機会をつくります。

文化的行事や文化芸術活動に関する情報の収集・提供

市民が気軽に文化芸術に触れ、また、自分のライフスタイルに合った活動を見つけることが できるよう、市内の文化的行事や文化芸術活動に関する情報を収集し、インターネットや広報 誌など様々な媒体を活用して効果的に情報提供を行います。

1-3 文化芸術活動への参加を促す取り組みの推進

多くの人々が集まる身近な場所などを利用して、市内で活動する文化芸術団体と協働で多彩 な分野の文化芸術を対象とした参加体験型ワークショップを開催するなど、鑑賞活動等から芽 **生えた市民の創造意欲を具体的な活動につなげていくための取り組みを進めます。**

-4 市民の主体的な文化芸術活動への支援

すべての市民が、個性や主体性を発揮し、身近なところで文化芸術活動を行うことができる よう、創造、発表、交流の場と機会を提供するほか、公募形式により活動資金の助成を行うな ど、それぞれのニーズに応じた適切な支援を行います。

文化芸術関係者のネットワークの構築

大和市文化芸術連合会を中心として、ジャンルを超えた文化芸術団体とのネットワークを構 築し、多様な交流によって、相互に刺激し合える関係を築くとともに、個々の団体の活動の幅 をさらに広げる取り組みを進めます。

施策目標

2

すべての子どもが しめる環境をつくる



大和市の将来を担う子どもたちの健やかな成長は、市民の大きな 願いです。

大和市文化芸術振興条例では、特に力を注ぐ施策の一つとして、 「次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親 しむための施策」を掲げています。

無限の可能性を秘めた子どもたちが質の高い文化芸術に触れることは、子どもたちの感性を磨き、創造力や表現力、コミュニケーション能力など、社会の中で生きていくための基礎的な力を養います。また、これは同時に、次代の文化芸術の担い手を育てることになります。

大和市に暮らすすべての子どもが等しく、多くの感動に出会い、 感受性豊かな人間として成長できるよう、地域、学校、行政などが それぞれの役割を果たしながら、協力、連携して、文化芸術に親し むことのできる環境をつくります。



2-1) 子どもの文化芸術活動をサポートする体制の整備

子どもたちが文化芸術に親しむことのできる機会を増やすため、文化芸術団体やアーティス ト、学校といった多様な主体をつなぎ、子どもたちの文化芸術活動をサポートする「(仮称) 大 和アート子どもくらぶ」の設立に向けた取り組みを進めます。

上 質の高い文化芸術に触れることのできる機会の創出

学校における芸術鑑賞事業に加え、子どもたち自らの鑑賞活動を促す仕組みをつくり、子ど もたちが多彩で質の高い文化芸術に触れる機会をつくります。

文化芸術を参加体験する機会の創出

文化芸術団体やアーティストなどが実施する参加体験型講座の開催を支援し、子どもたちが 文化芸術を日常的に楽しく学ぶことのできる機会をつくります。また、文化芸術を通じて、表 現することの楽しさを学ぶワークショップの実施を検討します。

創造活動の成果を発表する機会の創出

文化芸術の活動意欲の向上、同じ分野で活動する子ども同士の交流を促進するため、子ども を対象としたコンクールや公演、展示会などの開催を推進し、創造活動の成果を発表する機会 をつくります。

子どもの読書活動の推進

やまとブックスタートの実施や専任の学校図書館司書の配置、保育園・幼稚園・学校と市立 図書館との連携など、子どもたちが本と出会い、親しむことのできる取り組みを進めます。

施策目標

3

担い手を育てる 文化芸術の振興を牽引する

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術の振興にあたっての基本 的な考え方の一つとして、「守り育ててきた文化芸術を継承すると ともに、未来に向け新たな文化芸術を創造する」ことを掲げていま す。

大和市には、趣味や生きがいとして楽しむ人から、高度な技術や専門知識を持って活動する人まで、様々な形で文化芸術に関わる市民がいます。なかでも、伝統文化の継承者やプロのアーティスト、文化芸術の指導者は、大和の文化芸術を先導する役割を果たす人材であり、こうした優秀な担い手を育てることは、本市の文化芸術の発展に大きく寄与します。

また、文化芸術を身近なものとするためには、表現者と鑑賞者の 橋渡し役を担うプロデューサーやそれを支える人たちの存在が不 可欠です。今後は、創造活動の担い手とあわせて、これら人材の発 掘、育成にも取り組んでいく必要があります。

大和の文化芸術を先導しようとする意欲的な市民が、自らの能力 を存分に発揮し、文化芸術の牽引者となるよう、その発掘、育成に 力を注いでいきます。



具体的方策

3-1 若者の創造活動への支援

文化芸術の発展の大きな原動力となる若者の創造活動を支援するために、アーティストを目 指す若い世代が、自主性や主体性を損なうことなく、創造性を最大限発揮し、ステップアップ を図ることのできる機会づくり、場づくりに取り組みます。

3-2 伝統文化継承者の育成

大和固有の伝統文化を将来にわたって継承していくために、伝統的な行事などを保存する取 り組みを進めるとともに、子どもたちをはじめ、多くの市民がその価値を再認識できるような 取り組みを通じて、継承者の育成を支援します。

文化芸術プロデューサー、文化芸術ボランティアの育成

市内の多様な人材や文化資源を結びつけ、魅力ある文化芸術事業を企画する文化芸術プロデ ューサーや市民が文化芸術に親しむ活動をサポートする文化芸術ボランティアの育成及び活 用を進めます。

アーティストバンクの整備

アーティストの活動の場や市民が文化芸術に親しめる機会の拡充を図るため、市内での公演、 講座等の開催に積極的なアーティストや文化芸術活動の指導者などの人材情報を紹介するア ーティストバンクの整備を図ります。

施策目標

4

大和の文化芸術の魅力を



大和市では、音楽、演劇、美術、文芸、芸能など様々な分野において、数多くの団体や個人が活発に活動しています。こうした活動によって創り出された文化芸術は、大和の個性となって、多くの人を魅了するものとなります。しかし、現在の大和市は、これらの活動を内外にアピールする場や機会が十分ではありません。

また、本市には、日本考古学の調査、研究を牽引する遺跡や歴史 の重みを感じさせる建造物、地域に伝わる伝統行事など、歴史的な 文化資源が数多くあるものの、これらの価値や魅力を十分に伝える ことができておらず、これらを効果的に発信する環境を整えていく ことが重要な課題となっています。

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術の継承、創造に加え、発 信することを市民の役割として掲げています。

市民が、この条例で定めた役割を確実に果たすことができるよう、 ハード、ソフトの両面で発信力を強化し、観光や国際化の施策とも 連携しながら、大和の文化芸術の魅力を内外にアピールしていきま す。



新たな文化芸術拠点の整備推進

大和ならではの文化芸術を創造、発信する場として、市民の文化芸術活動の拠点となる機能 を備えた(仮称)やまと芸術文化ホールの整備に向けた取り組みを進めます。

文化芸術月間、週間での集中的な事業展開

文化芸術、観光、国際部門などが企画する文化イベントを集中的に展開し、伝統的なものか ら先進的なもの、日本の文化から外国の文化まで、大和の文化芸術を広く発信する(仮称)や まとアート月間、週間を新たに設けます。

文化芸術の振興に寄与した人の顕彰

市内を拠点に優れた創造活動を行っているアーティストや大和の文化芸術の発展に貢献し た人を顕彰し、これら文化芸術の担い手とその活動を大和の文化芸術の魅力として市内外へ発 信します。

文化芸術と観光との連携

市民の力によって創り出された文化イベントや祭りを観光部門と連携しながら、内外へアピ ールするとともに、泉の森や引地台公園など集客機能を持つ観光資源を文化芸術の発信の場と して活用していきます。

歴史的資源の知名度、認知度の向上

市内に存在する歴史的資源を市民の貴重な財産として適切に保存、継承するとともに、幅広 い層の興味をかきたてるイベントの開催や、インターネットなどを活用して、その価値や魅力 を分かりやすく伝える工夫を行うなど、知名度と認知度を高める取り組みを進めます。

施策目標

5

様々な文化に親しめる環境をつくる多文化共生社会の実現を目指し、



大和市文化芸術振興条例では、子どものための施策と並ぶ重要な 施策として、「多文化共生のための施策」を掲げています。

厚木基地を抱え、インドシナ難民の定住促進センターが存在していた大和市には、現在も多くの外国人が暮らしています。まちの中で外国人を見かけたり、外国語を耳にしたりすることも日常的なこととなりました。このように異なる文化を肌で感じることのできる大和市では、多様な国籍や文化を持つ人々が、互いを認め合いながらともに暮らすことのできる多文化共生社会をつくることが必要です。

市内で暮らす外国人市民との交流はもとより、海外友好都市など との国境を越えた交流を通じて、文化芸術面から多文化共生社会の 実現に貢献します。



5-1 日本の伝統文化・芸術に触れる機会の創出

外国人市民の日本に対する理解を深めるため、市内で活動する文化芸術団体と連携し、日本 の伝統文化、芸術に触れる機会をつくります。また、海外友好都市との文化芸術交流について 検討します。

5-2 外国の文化や芸術に触れる機会の創出

市民、団体、学校などが中心となって実施される文化芸術を介した国際交流活動への積極的 な支援を行うとともに、日本人市民と外国人市民との相互理解を深めることを目的とした国際 交流フェスティバルなどを通じて、外国の文化や芸術に触れる機会をつくります。



文化芸術振興の担い手と役割・モニタリング

これからの大和の文化芸術を振興していくために、文化芸術に関わる それぞれの担い手に期待する役割と継続的にモニタリングを行う項目 を示しました。

文化芸術振興の担い手と役割

モニタリング

文化芸術振興の担い手と役割

大和市文化芸術振興条例では、市民と市が果たす役割をそれぞれ定めています。

市民、文化芸術団体、市などの文化芸術振興の担い手が、相互に連携して、適切な役割を果たすこと ができるよう、それぞれの担い手に次のような役割を期待します。

施策目標	役 割				
	文化芸術の鑑賞事業の実施				
	生活空間を活用したアート作品の設置				
	文化芸術に関する情報の収集、提供				
	文化芸術の参加体験型事業の実施				
市民の暮らしと文化芸術との つながりを深める	市民の主体的な文化芸術活動への支援				
フながりを休める	大和市文化芸術連合会の運営				
	文化芸術の鑑賞、創造、発表活動への主体的な参加				
	寄附金等による文化芸術振興のための事業支援				
	市民と文化芸術をつなげるためのコーディネート				
	子どもの文化芸術活動をサポートする組織の設立				
	小・中学校芸術鑑賞・体験学習の実施				
	子どもの鑑賞活動支援制度の実施				
すべての子どもが文化芸術に	子どもを対象とした参加体験型事業の実施				
親しめる環境をつくる	子どもを対象としたコンクールや公演、展示会の開催				
	子どもの読書活動の推進				
	子どもの文化芸術活動の参加への理解を深める取り組みの実施				
	子どもと文化芸術をつなげるためのコーディネート				
	若者の創造活動への支援				
	伝統文化の技術の保存、継承				
文化芸術の振興を牽引する	伝統文化の価値を再認識するための事業の実施				
担い手を育てる	文化芸術プロデューサー、ボランティアの育成、活用				
	ボランティア活動への主体的な参加				
	アーティストバンクの整備				
	新たな文化芸術拠点の整備				
	大和の文化の核となるイベントの開催				
大和の文化芸術の魅力を	大和の文化芸術の振興に寄与した人の顕彰、発信				
内外にアピールする	観光資源等を活用した文化芸術の発信				
	歴史的資源の保存、公開、活用				
	寄附金等による文化芸術拠点の整備支援				
오 ☆ ル # # 낚스 ^ ¤ # # #	外国人市民を対象とした日本の伝統文化発見事業の実施				
多文化共生社会の実現を	日本の伝統文化等の海外への紹介				
目指し、様々な文化に親しめる 環境をつくる	文化芸術を介した国際交流活動への支援				
圾児で 八つ	日本人と外国人との文化芸術交流事業の実施				

※ ◎印は中心的な役割を果たす担い手

市民	団 体・芸術家等	学 校	財 団・観光協会	事業者· 商店街等	市
	0		0		0
	0		0	0	©
	0		0		©
	0				©
		0		0	©
	0				©
0					
0	0			0	
	0		0		0
	0	0	0		0
	0	©	0		0
				0	©
	0		0		0
		©	0	0	0
0	0	0			©
0	0	0	0		0
	0	©	0		©
	0			0	©
	0				0
	©	0			0
			0		©
©					
	0				©
					0
	0		0		©
					©
			©	0	0
	0	0			©
0	0			0	
	©	0	©		0
	©	0	0		0
		0	©	0	0
0	0	0	0	0	0

モニタリング----

計画の進捗状況を適切に把握するため、施策目標に対応した項目をそれぞれ設定 し、継続的にモニタリングを行います。モニタリングを踏まえ、新たな方策の必要 性や方策の変更などを検討して、計画の見直しに反映させていきます。

施策目標	項目	現状数値 (平成 21 年度実績)	
	過去1年間において1回以上文化芸術の 鑑賞を行った市民の割合	61.0% 【平成 20 年度実績】	
市民の暮らしと文化 芸術とのつながりを 深める	自ら文化芸術活動を行っている市民の 割合	24.0% 【平成 20 年度実績】	
	芸術や文化活動が盛んに行われていると思う市民の割合	36.6% 【平成20年度実績】	
すべての子どもが 文化芸術に親しめ る環境をつくる	(仮称)大和アート子どもくらぶの内容	平成 25 年度より 実施予定	
文化芸術の振興を	YAMATOイラストデザインコンペ の年間応募者数	平成 23 年度より 実施予定	
を引する担い手を 育てる	大和市の歴史や文化は、しっかりと継承 されていると思う市民の割合	35.8% 【平成20年度実績】	
	(仮称) やまとアート月間、週間の内容 と来場者数	平成 23 年度より 実施予定	
大和の文化芸術の 魅力を内外にアピ ールする	文化芸術事業(市主催・共催)来場者数 (文化祭+さくら文芸祭+コミュニティ音楽館 の入場者数)	2, 536 人	
	歴史文化施設の利用者数 (郷土民家園+つる舞の里歴史資料館+下鶴間 ふるさと館利用者(入園・入館者)数)	81, 085 人	
多文化共生社会の 実現を目指し、様々	国際交流が行われていると思う市民の 割合	18.7%【平成 20 年度実績】	
な文化に親しめる 環境をつくる	国際交流イベントの総来場者数 (国際交流フェスティバル+日本語スピーチ大 会+屋台村来場者数)	3, 150 人	

参考資料

大和市文化芸術振興基本計画(案)の諮問・答申 大和市文化芸術振興条例 大和市文化芸術振興条例施行規則

大和市文化芸術振興基本計画(案)の諮問・答申

大和市文化芸術振興審議会会長 殿

[諮 問]

このことについて、大和市文化芸術振興基本計画を策定するにあたり、別添「大和 市文化芸術振興基本計画 (案)」について、貴審議会の意見を求めます。 平成22年12月22日

大和市長 大木 哲

大和市長 大木 哲 殿

[答 申]

平成22年12月22日をもって諮問を受けました大和市文化芸術振興基本計画 (案)について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。計画の策定にあたっ ては、答申の趣旨をできる限り反映されるようお願いいたします。

平成23年2月18日

大和市文化芸術振興審議会 会長 小熊 誠

大和市文化芸術振興基本計画 (案)に対する意見

1 施策目標・具体的方策について

○施策目標1「市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める」について

文化芸術の持つ力を伝える記述に加え、今後、大和市が文化芸術を振興するための具体的な方向 性を示す必要がある。

また、目標の実現にあたっては、市内で活動している文化芸術団体やアーティストの力を活かし ていく視点が不可欠であるので、この記述を加える必要がある。

〇具体的方策1-1「良質な文化芸術を日常的に触れることのできる機会の充実」について

どのようなものが良質な文化芸術を指すかは、個々によって様々な捉え方ができることから、限 定したイメージを持たれないよう、表現を工夫する必要がある。

〇施策目標2「すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる」について

「地域、学校、行政など様々な主体が一体となって」という表現がされているが、個々で展開す る取り組みもすべての主体が賛成しないとできないという受け取られ方をされる可能性があるの で、文化芸術振興の担い手がそれぞれに役割を果たしながら、時には連携協力するという趣旨に改 める必要がある。

○具体的方策2-1「質の高い文化芸術に触れる機会の確保」について

具体的方策2-1の主な取り組みについて、単に子どもたちに鑑賞の機会を与えるだけではなく、 子どもたちの自発的な鑑賞活動を促す視点を併せ持った表現とする必要がある。

○具体的方策2-2「文化芸術の参加体験機会の確保」について

具体的方策 2-2 に書かれている「(仮称) 大和アートこども倶楽部」については、体験機会を提 供する組織として捉えず、子どもを対象とした施策展開の中心的な役割を果たすセクションとする ことが望ましい。

○具体的方策4-4「文化芸術と観光との連携」について

具体的方策4-4のなかに、「文化芸術と観光との連携」と「歴史文化資源の知名度の向上」が併 記されているが、これを分け、それぞれの具体的な方策を明らかに示す必要がある。

また、歴史文化資源は知名度を高めるだけでは不十分なので、認知度の向上についての記述を加 える必要がある。

〇施策目標5「多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる」について

文化芸術振興の視点から、どのような取り組みを行い、多文化共生社会の実現を目指すのかが 文面からは読み取れないので、これを記述する必要がある。

○具体的方策5-1「日本人市民が異文化を知る機会の確保」、具体的方策5-2「外国人市民が日本文化を 学ぶ機会の確保」及び具体的方策5-3「文化芸術交流活動の促進」について

施策目標 5 の記述変更にあわせ、具体的方策についても、文化芸術振興の視点から記述する必 要がある。

2 文化芸術振興の担い手と役割について

○「文化芸術振興の担い手と役割」と「具体的方策」との関係について

文化芸術振興の担い手の役割については、具体的方策に示された内容との整合が図られるよう、 留意されたい。

3 モニタリングについて

○「モニタリング」項目について

モニタリングを行う項目は、施策目標との関連性が明らかとなるようにし、第8次総合計画に 掲げられている「成果を計る指標」を加えた上で、以下のように設定する必要がある。

(施策目標 1) 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

- ・過去1年間において1回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合
- ・自ら文化芸術活動を行っている市民の割合
- ・芸術や文化活動が盛んに行われていると思う市民の割合

(施策目標2) すべての市民が文化芸術に親しめる環境をつくる

・(仮称) 大和アートこども倶楽部の内容

(施策目標3) 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

- ・YAMATO イラストデザインコンペの年間応募者数
- ・大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合

(施策目標 4) 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

- ・(仮称) やまとアート月間、週間の内容と来場者数
- ・文化芸術事業(市主催・共催)来場者数
- ・ 歴史文化施設の利用者数

(施策目標5) 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

- ・国際交流が行われていると思う市民の割合
- ・国際交流イベントの総来場者数

大和市文化芸術振興審議会

委員名(敬称略・五十音順・就任時現在)

誠(会長) 神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科教授 小熊

国吉 勝得 公募市民

小林 三夫 ウィーンホール代表

杉下 由輝 公募市民

橋本 典子 青山学院女子短期大学芸術学科教授

長谷川 慎 筝曲家 東京藝術大学・愛知教育大学非常勤講師

伏見 暢子 社会教育委員

星野 俊江 大和市観光協会事務局長

吉川 みちる 声楽家

米屋 尚子 日本芸能実演家団体協議会 芸能文化振興部次長

大和市文化芸術振興条例

(目 的)

第1条 この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる 事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合 的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目 的とする。

(基本理念)

- 第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利 であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものと する。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新た な文化芸術を創造するものとする。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

第3条 市民は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する役割を 担うものとする。

(市の役割)

- 第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するものとする。
- 2 市は、市民が文化芸術に親しむとともに、文化芸術を継承し、創造し、及び発信することができる よう環境の整備を図るものとする。
- 3 市は、文化芸術の振興を図るために、文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連 携するものとする。

(子どものための施策推進)

第5条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進 するものとする。

(多文化共生のための施策推進)

第6条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策 を推進するものとする。

(文化芸術振興基本計画)

- 第7条 市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興 基本計画を策定するものとする。
- 2 市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定し、又は改定しようとするときは、次条に規定する大 和市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

(文化芸術振興審議会)

- 第8条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、附属機関として大和市文化芸術振興審 議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、答申する。
- 審議会は必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会の委員数は10人以内とする。

(顕 彰)

第9条 市は、文化芸術の継承、創造及び発信に努め、本市の文化芸術に親しむ環境づくりに寄与した もののうち、その功績が特に顕著なものについて、顕彰に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

大和市文化芸術振興条例施行規則

第1条 この規則は、大和市文化芸術振興条例(平成21年大和市条例第26号。以下「条例」という。) 第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の所掌事務)

第2条 条例第8条に規定する大和市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事 務をつかさどる。

- (1) 文化芸術振興基本計画の策定、改定及び進行管理に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審 議し、その結果を答申すること。
- (2) 文化芸術の振興に関する重要な施策等につき、市長に対し意見を述べること。
- (3) 文化芸術の振興のための表彰に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。

(委員)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市内の文化芸術活動団体において活動する者
- (3) 市長が行う公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理 する。 (任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員 の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (意見等の聴取)
- 第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くこ とができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (顕彰の対象)

第9条 条例第9条の規定による顕彰は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化芸術賞 文化芸術の分野における活躍が顕著で、その功績を称えることが、市の文化芸術振興 に寄与するものと認められるものに対して表彰する。
- (2) 文化芸術振興賞 市の文化芸術振興に長きにわたって貢献し、その功績を称える必要があると認め られるものに対して表彰する。
- (3) 文化芸術未来賞 未来の活躍が期待され、その活動を称えることが、受賞者の活動を後押しし、ひ いては市の文化芸術振興に貢献すると期待できるものに対して表彰する。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、市の文化芸術振興に寄与するものと市長が認めるものについて表彰 するものとする。

(被表彰者の選考)

第10条 被表彰者の選考は、市長の部局又は文化芸術活動団体の推薦に基づき、市長が審議会の意見 を聴いた上で決定する。

(表彰の方法)

- 第11条 表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行う。
- 2 表彰は、毎年、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第78号)第2条に規定する文化の日に 行う。ただし、特別な事情のあるときは、この限りでない。

(庶 務)

第12条 審議会及び表彰の庶務は、文化振興主管課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

大和市 文化芸術振興基本計画

Basíc Plan to Promote Yamato City Cultural Performing Arts 2011~2013

2011年3月発行

発行・編集 大和市文化スポーツ部文化振興課

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1 Tel.046-260-5222 Fax.046-263-2080 e-mail: bu_bunka@city.yamato.lg.jp

URL: http://www.city.yamato.lg.jp/web/shakai/index.html

禁無断転載